

# ご存知ですか？「障害者差別解消法」

## 障害者差別解消法とは？

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会（共生社会）をつくることを目指し、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

対象となる障がい者は、身体・知的・精神障害（発達障害を含む）のある人や、そのほかの心や体の働きに障がいがある人で、障がいや社会の中にある障壁（バリア）によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障がい児や障害者手帳を持っていない人も対象になります。）

法律では、行政機関および会社・店などの民間事業者を対象としていますが、障がいのある人に対する差別をなくしていくことは、すべての人に求められる責務になります。

## 「不当な差別的取扱い」・「合理的配慮の提供」とは？

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

### 「不当な差別的取扱い」

障がいのある人に対して、障がいを理由としたサービスの提供の拒否、制限、条件を付ける行為をすることです。「不当な差別的取扱い」は禁止されています。（正当な理由がある場合は除く。）

例えば…

障がいを理由に受付してもらえなかった



車いすを利用していることを理由に入店を断られた

### 「合理的配慮の提供」

障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思表示があったときに、負担が重すぎない範囲で解決に向けた配慮を行うことです。

例えば…

段差がある場所で、車いす利用者に対して手助けをする



意思疎通が不得意な障がいのある人には、絵カードなどを使い意思を確認する

	不当な差別的取扱い	障がいのある人への合理的配慮
市役所などの行政機関	禁 止	法的義務 合理的配慮を必ず行うこと
事業者		努力義務 合理的配慮をするよう努めること

## 私たちにできること

皆さん一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な区別や差別のない、誰もが暮らしやすい社会づくりを考えていきましょう。

### ◇本人が何を必要としているのかを考える

障がいのある人が困っていたら、「何かお手伝いできることはありますか？」などと声をかけ、本人がしてもらいたいお手伝いをするようにしましょう。

### ◇コミュニケーションを大切に

ゆっくり、はっきり、丁寧な言葉づかいで話しかけ、障がいのある人に安心感を持たれるコミュニケーションを心がけましょう。

塩竈市では、今年3月に「塩竈市障がい者差別解消推進地域協議会」を設置しました。障がいを理由とする差別のないまちづくりについて検討していきます。

☎ 生活福祉課障がい者支援係  
☎ 364-1131 FAX 366-7167  
Eメール syogaihukushi@city.shiogama.miyagi.jp